

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号  
DAオフィス投資法人  
代表者名 執行役員 西垣 佳機  
(コード番号：8976)

資産運用会社名  
大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西垣 佳機  
問合せ先 取締役財務部長 植田 陽二  
TEL. 03-6215-9649

### 資産運用会社における変更登録申請に関するお知らせ

DAオフィス投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日、金融商品取引法第 3 1 条第 4 項に規定される変更登録申請書の提出を決議しましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更登録の申請の概要

- (1) 変更登録の申請の内容：投資助言・代理業  
(金融商品取引法第 2 8 条第 3 項に規定する投資助言代理業)
- (2) 変更登録申請書提出予定日：平成 22 年 3 月中（申請書提出後、速やかに開示いたします。）

#### 2. 助言業務の内容

本資産運用会社は、金融商品取引法に基づく手続きが完了後、投資組合等に対する助言業務（以下、「本件助言業務」といいます。）を行う予定です。本件助言業務では、物件の取得を完了した投資組合等との間でアセットマネジメント契約を締結し、物件売却・リーシングに関する助言業務及びこれらに付随する業務を行います。

#### 3. 助言業務を行うによってもたらされる効用

- ① 本資産運用会社が本件助言業務を行うことで、本資産運用会社が運用する資産規模が拡大するため、本資産運用会社の不動産売買・賃貸市場における存在感が高まり、物件売買・賃貸に関する情報を広く収集できることとなります。
- ② 本件業務の開始に伴い、物件運用にかかる人員が拡大するとともに、本件助言業務を通じて新たに多様な運用手法を駆使することで、資産運用会社としての運用能力向上を図ることができます。

#### 4. 本投資法人への影響

本資産運用会社は、助言業務の開始にあたり、これまでの本投資法人の資産運用業務を行う組織に加えて、助言業務及びこれに付随する業務のみを行う「助言業務部」を新設いたします。「助言業務部」は、新規に採用する人員を部員として業務を行う予定であり、本投資法人の運用に直接関わる組織、人員等に

変更はございません。

#### 5. 弊害防止措置について

本資産運用会社は、本投資法人の投資運用業及び本件助言業務との間における弊害防止のため、以下の措置をとります。

##### ① 新規物件取得の制限

本投資法人の投資運用業及び本件助言業務との間で生じうる利益相反状況を回避するため、本件助言業務では、新規物件取得に関する助言業務は行いません。

##### ② 本投資法人と投資組合等との間での取引制限

本件助言業務を受託する投資組合等と本投資法人との間での物件取引についても同様に利益相反を回避するため、かかる取引を制限します。

##### ③ 適切な情報管理体制の構築

本資産運用会社は、上記①、②により本投資法人の投資運用業及び本件助言業務との間で利益相反が生じる状況は相当程度回避しようと考えておりますが、さらに情報を適切に管理することで、弊害防止措置を万全なものとしします。

#### 6. 運用状況への影響について

本投資法人の運用状況への影響はございません。

以上

\* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.da-office.co.jp>